

介護の負担、ひとりで抱えていませんか？

高齢者の介護は、長期間になるほど介護する人に大きな負担がかかります。特に認知症の高齢者に対しては、いらだちを感じたり、大きな声や手をあげてしまうことも少なくありません。また、介護する人が自覚なく虐待をしてしまうこともあります。

介護する人の負担を軽くするために、サービスや制度を積極的に利用しましょう。



●訪問介護(ホームヘルプ)
介護や家事の訪問サービス

●通所介護(デイサービス)
送迎により施設での食事や入浴のサービスを受けます

●ショートステイ
短期間、施設に入所してサービスを受けます

地域包括支援センターは、高齢者の介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口です

高齢者のニーズに応じた適切な保健福祉サービスが受けられるよう専門職員が支援しています。「介護サービスを利用したい」「どこに相談していいのかわからない」「近所の高齢者のことが心配だ」等、さまざまな相談に応じたり、情報提供もしています。お気軽にご相談ください。

高齢者の虐待を見つけたら…

高齢者虐待は、早期の発見と対応が大切です。高齢者が虐待を受けているのを見つれたり、虐待かもしれないと思った場合には、下記までご連絡ください。誰が連絡したのかが漏れることはありません。



地域包括支援センターの所在地、電話番号等

- 家庭で虐待があった場合は、地域包括支援センターへ
- 施設等で虐待があった場合は、高齢福祉課へ



住所の町丁名で担当する地域包括支援センターが検索できます

お住まいの住所地ごとに担当の地域包括支援センターが決まっています。右のQRコードや大田区ホームページで担当地域や電話番号が検索できます。

※ご不明な場合は、下記の各地域福祉課または高齢福祉課にお問合せください。



大森地域福祉課	高齢者地域支援	大森西1-12-1	☎03-5764-0658
調布地域福祉課	高齢者地域支援	雪谷大塚町4-6	☎03-3726-6031
蒲田地域福祉課	高齢者地域支援	蒲田本町2-1-1	☎03-5713-1508
糎谷・羽田地域福祉課	高齢者地域支援	東糎谷1-21-15	☎03-3741-6525
高齢福祉課		蒲田5-13-14	☎03-5744-1250

令和5年3月作成

高齢者と家族の幸せのために

防ごう! 高齢者虐待



高齢者虐待は年々増加し、社会問題にもなっています。高齢者虐待の背景にはさまざまな要因がありますが、早期に発見し、対応することが大切です。

高齢者虐待防止法*では、高齢者の尊厳を守るとともに、高齢者を介護する養護者の負担軽減を図ることを目的とした、養護者に対する支援等も盛り込まれています。「家族が認知症になった」等で、悩む家族を地域で支え、ともに健やかに暮らせるまちをつくっていきましょう。

*高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

大田区

高齢者見守りチェック

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域での見守りや交流が大切です。

下の見守りチェックに該当する場合、認知症や虐待を受けている可能性があります。そのような高齢者に気づいた場合は、地域包括支援センターにご連絡をお願いします。

※緊急の場合は、警察や消防等へご連絡ください。



- 身なりの乱れ(服装が汚い、季節に合わない服装、臭いがする、髪がぼさぼさ等)
- 今まで挨拶をしていた人が挨拶をしなくなった、表情が硬い
- ごみを上手に分別できなくなった、ごみを出さなくなった
- 暑い日や寒い日、雨の日なのに、長時間外にいる
- 姿を見かけなくなった
- どなり声や大きな声が聞こえてくる
- 暴力を受けている、どなられる、年金を取られる等と言っている
- 高齢者を訪ねても、家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
- 医療や介護のサービスが必要そうなのに、使っている様子がない
- 最近やせてきた、具合が悪そう、歩く姿が危なっかしい
- 家事や買い物がつらい、食欲がない等と言っている
- 身体にあざや小さな傷がよく見られる



近隣住民の方が
あいさつをしたり、声をかける等、
さりげない見守りが
高齢者虐待の早期発見や
防止につながります。

高齢者虐待は暴力的な行為だけではありません

家族が自覚しないでやっていることが、虐待に該当することもあります。下のような行為は虐待にあたる可能性があります。

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、むりやり食事を口に入れる、やけど・打撲させる ● ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束・抑制をする ● 部屋や家の外側から鍵をかけ、中から出られないようにする 	
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ● 侮辱を込めて、子どものように扱う ● 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ● 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 	
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ● キス、性器への接触、セックスを強要する 	
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ● 本人の自宅等を本人に無断で売却する ● 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 	
介護や世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> ● 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ● 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ● 室内にごみを放置するなど劣悪な住環境の中で生活させる ● 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない ● 同居人による身体的虐待、心理的虐待等と同等の行為を放置する 	

高齢者虐待が起こる要因

介護者の要因

介護疲れなどにより、介護者のストレスが増大し、虐待の要因となることがあります。特に、介護が長期化している場合は、周囲の配慮が必要です。

高齢者の要因

認知症による言動の混乱や身体的自立度の低さ等により、自分の要望をうまく伝えられないことが、結果として虐待の要因となることがあります。

成年後見制度をご存じですか？

判断能力が十分でない認知症の方や障害のある方に代わって、成年後見人が財産の管理や契約等を行う制度です。成年後見制度の仕組みや手続き等の相談は、大田区社会福祉協議会成年後見センターへ。

大田区社会福祉協議会 おおた成年後見センター
☎03-3736-2022

高齢者ほっとテレフォン 夜間・休日専用電話 ☎03-3773-3124

区役所が閉庁時に、高齢者の健康や介護・福祉に関する相談を、看護師等の資格を持つ相談員が電話でお受けします。
対象：区内在住のおおむね65歳以上の方とその家族、関係者
受付時間：月～金曜 午後5時～翌日午前8時30分
土日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は24時間